

## 5. スポーツ庁設置パターンの検討

### 5-1 スポーツ政策の定義と分類

スポーツ庁の設置パターンを検討するうえで重要となるのが、現状のスポーツ政策の範囲を定義すること、また、各省庁の事業をスポーツ庁に移管するか否かを決定することである。まず、本研究におけるスポーツ政策は次のように定義した。

定義① 文部科学省の「スポーツ予算」に含まれる事業（237億9,258万4,000円）

定義② 「体力づくり関係予算」に含まれる事業（405億5,726万4,000円：内数含まず）

定義③ 「体力づくり関係予算」に含まれる事業の内数（1兆5,985億5,508万6,000円※）

※社会資本整備総合交付金の通常分および日本再生重点化措置分を含む

上記のうち、②体力づくり関係予算は①文部科学省「スポーツ予算」を内包しているため、実質的には②体力づくり関係予算を本研究におけるスポーツ政策と定義した。ただし、詳細な事業名・予算額については文部科学省「スポーツ予算」も参考になっている。これに加え、③体力づくり関係予算に含まれる事業の内数についても、予算の詳細は不明ではあるが、その事業の中にスポーツ関連予算が含まれているため、本研究ではスポーツ政策に含めている。

次に、上記で定義したスポーツ政策をスポーツ庁の業務として移管するか否かについては、以下の手順で整理した。

手順① スポーツ政策のうち、スポーツ基本法第三章「基本的施策」、第五章「国の補助等」に記載のある条文について、これを達成するために必要な事業についてはスポーツ庁の業務として移管する。

手順② スポーツ政策のうち、事業名または事業内容に「スポーツ」の文言があるものはスポーツ庁の業務として移管する。

手順③ スポーツ政策のうち、予算の詳細が不明な内数をもつ事業については、スポーツ庁の設置形態により「内数を推計して移管」「内数を推計して一部移管」「連携」「移管しない」のいずれかとする。

このうち、手順①および②に基づいてスポーツ庁に移管する事業をまとめたものが表9である。予算内数分を除いて241億30万3,000円の予算となった。表はスポーツ基本法第三章と第五章の22条の条文とそれぞれの条文を達成するためのスポーツ事業（定義①）およびその他の事業（スポーツ基本法に条文の記載はないが、「スポーツ」の文言が事業名または事業内容にあるもの：定義②）から構成されている。このうち第三章「基本的施策」は、第一節「スポーツの推進のための基礎的条件の整備等」、第二節「多様なスポーツの機会の確保のための環境の整備」、第三節「競技水準の向上等」

から構成されている。表 9 をみると、現在実施されているスポーツ関連事業はある程度スポーツ基本法の条文に対応しているものの、条文を達成するための事業が存在しない箇所もある。条文ごとに詳細にみると、最も予算額が大きい政策にあたる条文は、「スポーツ団体の事業」(日本体育協会補助、日本オリンピック委員会補助など 7 事業)の 115 億 8,946 万 8,000 円である。このうち、日本スポーツ振興センター (JSC) への交付金が 84 億 5,704 万 7,000 円を占めている。次いで「学校法人に対するスポーツ施設整備」の 46 億 2,400 万 5,000 円、「優秀なスポーツ選手の育成等」の 43 億 8,436 万 3,000 円の順となっている。

また表 9 には、厚生労働省と農林水産省が所管する予算も含まれている。障害者スポーツ政策は「全国障害者スポーツ大会の開催に対する援助」における「全国障害者スポーツ大会開催事業」が 5,500 万円、「スポーツ団体の事業」における「身体障害者体育等振興費」が 8 億 3,069 万 2,000 円、「スポーツに関する科学的研究の推進等」における「障害者の健康増進・スポーツ支援普及事業」が 1,711 万 1,000 円となっている。全国障害者スポーツ大会は、国民体育大会の開催終了後に同じ会場で開催される日本最大の障害者スポーツ大会であり、事業費の 5,500 万円は開催都道府県に対しての補助金である。身体障害者体育等振興費は、障害者スポーツの普及啓発、調査研究などの総合的な振興事業に係る経費を補助する「障害者スポーツ振興事業費」(1 億 1,277 万 300 万円)、パラリンピックやスペシャルオリンピックスへの選手団派遣や選手強化を実施するための経費を補助する「総合国際競技大会派遣等事業費」(1 億 2,800 万 2,000 円)、パラリンピックやデフリンピックでのメダル獲得に向けたトップレベル競技者に対する特別強化プランを実施する経費を補助する「総合国際競技大会指定強化事業費」(5 億 8,991 万 7,000 円)の 3 項目に分かれ、すべて公益財団法人日本障害者スポーツ協会への補助金である。障害者の健康増進・スポーツ支援普及事業は、障害者の健康増進のためのモデル事業の実施および競技力向上を目的に障害者スポーツ選手に対するメディカルサポート体制の整備を行う事業であり、国立障害者リハビリテーションセンターにおいて実施されている。

農林水産省「森林空間」政策は、「スポーツ施設の整備等」における「レクリエーションの森の施設の整備」が 7,415 万円となっている。レクリエーションの森とは、国有林野において、自然景観に優れ、森林浴や自然観察、野外スポーツに適した森林として林野庁が指定したものであり、全国に約 1,100 箇所存在する。この中でも特に、森林とふれあいながらキャンプ、フィールドアスレチック、サイクリングなどアウトドアライフを楽しむことができる「森林スポーツ林」、雄大な自然と新鮮な空気に浸り、スキー、スノーボード、テニスなどのスポーツを楽しむことができる「野外スポーツ地域」がスポーツ関連施設として存在し、その施設の整備を行う事業である。

表 9 スポーツ庁へ移管するスポーツ関連事業と予算

スポーツ基本法の条文(第三章、第五章)	事業名(2012年度)	予算(千円)	省	会計
<b>スポーツ推進のための基礎的條件の整備等</b>				
指導者等の育成等	指導者養成研修会の開催等	2,750	文部科学省	一般会計
スポーツ施設の整備等	スポーツ施設の有効活用・安全管理推進事業	5,358	文部科学省	一般会計
	レクリエーションの森の施設の整備	74,150	農林水産省	国営林野事業特別会計
学校施設の利用	—	—	—	—
学校スポーツ施設の改修、照明施設の設置	—	—	—	—
スポーツ事故の防止等	—	—	—	—
スポーツに関する紛争の迅速かつ適正な解決	スポーツ仲裁活動推進事業	21,226	文部科学省	一般会計
スポーツに関する科学的研究の推進等	ライフステージに応じたスポーツ活動の推進のための調査研究	19,253	文部科学省	一般会計
	健常者と障害者のスポーツ・レクリエーション活動連携推進事業	71,316	文部科学省	一般会計
	スポーツ庁の在り方に関する調査研究事業	10,064	文部科学省	一般会計
	スポーツ政策の戦略的立案基盤の強化	12,968	文部科学省	一般会計
	障害者の健康増進・スポーツ支援普及事業	17,111	厚生労働省	一般会計
学校における体育の充実	運動部活動地域連携再構築事業	269,063	文部科学省	一般会計
	武道等指導推進事業	250,028	文部科学省	一般会計
	体育・保健体育のデジタル教材の作成	32,937	文部科学省	一般会計
	全国中学校体育大会補助金	17,240	文部科学省	一般会計
	全国高等学校総合体育大会補助金	46,084	文部科学省	一般会計
	新学習指導要領に対応した実技指導資料の作成	7,696	文部科学省	一般会計
	新教育課程説明会	2,098	文部科学省	一般会計
	全国各教科等担当指導主事連絡協議会(体育部会)	974	文部科学省	一般会計
	全国学校体育研究大会	2,143	文部科学省	一般会計
スポーツ産業の事業者との連携等	—	—	—	—
スポーツに係る国際的な交流及び貢献の推進	「日本体育協会補助」に計上	—	—	—
顕彰	生涯スポーツ功労者等の表彰	5,458	文部科学省	一般会計
<b>多様なスポーツの機会確保のための環境の整備</b>				
地域におけるスポーツ振興のための事業への支援等	地域スポーツトップスポーツの好循環プロジェクト	581,598	文部科学省	一般会計
	総合型地域スポーツクラブ育成推進事業	136,676	文部科学省	一般会計
	広域スポーツセンター機能強化事業	44,591	文部科学省	一般会計
	全国広域スポーツセンター連絡協議会の開催	522	文部科学省	一般会計
	地域スポーツコーディネーターによる地域スポーツの場の提供	124,985	文部科学省	復興特別会計
スポーツ行事の実施及び奨励	—	—	—	—
スポーツ行事の実施に関する援助	スポーツテストの普及奨励経費	12,169	文部科学省	一般会計
体育の日の行事	「日本体育協会補助」に計上	—	—	—
野外活動及びスポーツ・レクリエーション活動の普及奨励	—	—	—	—
<b>競技水準の向上等</b>				
優秀なスポーツ選手の育成等	競技者・指導者等のスポーツキャリア形成支援事業	102,334	文部科学省	一般会計
	マルチサポートによるメダル獲得プロジェクト	2,746,472	文部科学省	一般会計
	メダルポテンシャルアスリート育成システム構築事業	467,795	文部科学省	一般会計
	次世代アスリート特別強化推進事業	394,226	文部科学省	一般会計
	ナショナルトレーニングセンター競技別強化拠点施設活用事業	559,000	文部科学省	一般会計
	大学スポーツ研究活動資源活用事業	49,954	文部科学省	一般会計
	国際競技大会情報ネットワーク形成支援事業	49,584	文部科学省	一般会計
	競技力向上支援体制の充実	14,998	文部科学省	一般会計
国民体育大会の開催に対する援助	国民体育大会開催事業 第67回大会 岐阜県	350,000	文部科学省	一般会計
	国民体育大会開催事業 第68回冬季大会 東京都	12,566	文部科学省	一般会計
	国民体育大会開催事業 第68回冬季大会 秋田県	19,241	文部科学省	一般会計
全国障害者スポーツ大会の開催に対する援助	全国障害者スポーツ大会開催事業	55,000	厚生労働省	一般会計
国際競技大会の招致又は開催の支援等	2019年ラグビーワールドカップ普及啓発事業	14,672	文部科学省	一般会計
企業、大学等によるスポーツへの支援	—	—	—	—
ドーピング防止活動の推進	ドーピング防止活動推進事業	180,753	文部科学省	一般会計
	世界ドーピング防止機構等関係経費	22,781	文部科学省	一般会計
	世界ドーピング防止機構拠出金	121,727	文部科学省	一般会計
<b>国の補助</b>				
地方公共団体に対する補助(国民体育大会、全国障害者スポーツ大会)	「国民体育大会の開催に対する援助」および「全国障害者スポーツ大会の開催に対する援助」に計上	—	—	—
学校法人に対するスポーツ施設整備	学校施設環境改善交付金(公立中学校武道場)	4,534,000	文部科学省	一般会計
	私立学校施設整備費補助金(水泳プール等)	19,880	文部科学省	一般会計
	私立学校施設整備費補助金(中・高等学校武道場)	70,125	文部科学省	一般会計
スポーツ団体の事業	日本体育協会補助	501,800	文部科学省	一般会計
	日本オリンピック委員会補助	2,588,214	文部科学省	一般会計
	日本武道館補助	42,407	文部科学省	一般会計
	独立行政法人日本スポーツ振興センター運営費交付金	5,493,695	文部科学省	一般会計
	独立行政法人日本スポーツ振興センター施設整備費補助金	2,565,482	文部科学省	一般会計
	独立行政法人日本スポーツ振興センター研究施設整備費補助金	397,870	文部科学省	一般会計
	身体障害者体育等振興費	830,692	厚生労働省	一般会計
地方公共団体の補助	—	—	—	—
審議会等への諮問等	—	—	—	—
<b>その他の政策</b>				
生涯スポーツ社会の実現に必要な経費	生涯スポーツ全国会議の開催	7,811	文部科学省	一般会計
	体力づくり国民運動事務費	3,855	文部科学省	一般会計
	委託事業選定・評価委員会等	5,810	文部科学省	一般会計
	高齢者の体力づくり支援事業	96,961	文部科学省	一般会計
文部科学本省事務処理	主催事業実施状況調査(国内及び国際スポーツ大会の開催等)	5,055	文部科学省	一般会計
審議会等事務費	中央教育審議会(スポーツ・青少年分科会)	7,085	文部科学省	一般会計
<b>合計(予算内数を除く)</b>		<b>24,100,303</b>		

文部科学省『体力づくり関係予算額調』(2012)などより作成

表 9 の事業・予算のほか、本研究におけるスポーツ政策の定義③である、予算内数の事業が存在し、その予算合計は 1 兆 5,253 億 7,400 万円となっている（表 10）。これらは、どの程度の金額がスポーツに活用されているかは不明であるが、スポーツに関連する事業として実施されていることは明らかなものである。

**表 10 体力づくり関連予算における予算内数の政策**

施策分類	施策名(2012年度)	予算(千円)	省	会計
公共スポーツ施設整備関連	体育館等バリアフリー緊急整備事業(障害者自立支援対策臨時特例交付金)	(11,500,000)	厚生労働省	一般会計
	良好で緑豊かな都市空間形成等のための国営公園等事業に必要な経費	(14,569,000)	国土交通省	一般会計
	都市公園防災事業費補助	(3,275,000)	国土交通省	一般会計
	社会資本整備総合交付金	(1,439,530,000)	国土交通省	一般会計
障害者スポーツ関連	障害者スポーツ特別振興事業(障害者自立支援対策臨時特例交付金)	(11,500,000)	厚生労働省	一般会計
	地域生活支援事業費補助金	(45,000,000)	厚生労働省	一般会計
<b>合計</b>		<b>(1,525,374,000)</b>		

文部科学省『体力づくり関係予算額調』（2012）などより作成

これらの事業の中でも、最も予算額が大きく重要な政策として「社会資本整備総合交付金」があげられる。P.16 でも述べたとおり、社会資本整備総合交付金は、国土交通省の各補助事業の一部と地域活力基盤創造交付金等の統廃合によって 2010 年度に創設された制度である。国から用途が限定される国庫補助金は地方自治体にとって創意工夫の余地がなく、使い勝手の悪い地方財源といわれてきており、民主党政権は地域主権改革の一環として社会資本整備総合交付金を設けた。新交付金制度は、国が用途を限定しないため、地方自治体に自由度の高い財源を提供するものである。この統合された国土交通省の補助事業のひとつが「都市公園事業」である。

国土交通省の都市公園事業費補助制度は 1950 年代に始まり、2009 年まで行われた<sup>4</sup>。都市公園は住区基幹公園、都市基幹公園、大規模公園、国営公園、緩衝緑地等に大別できる。このうち、都市基幹公園の 1 種である運動公園が主に公共スポーツ施設としての役割を担っており、2011 年 3 月時点で 793 の運動公園が整備されている。これら運動公園を含めた都市公園の整備事業費を補助してきた都市公園事業費補助制度であるが、前述のとおり総合的なまちづくりの計画に対して交付される社会資本整備総合交付金に統合されたことで、都市公園事業に支出された金額を算出することは困難となった。このため、都市公園事業費補助を引き継いだ新制度である社会資本整備総合交付金は、体力づくり関係予算に注積として記載されるにとどまっている。しかしスポーツ関連予算を考える際に、特に大規模な公共スポーツ施設が多い運動公園の整備費を除外することはできない。したがって、体力づくり関係予算には注積としての記載であるが、社会資本整備総合交付金もスポーツ関連予算とし、その内数を推計したうえでスポーツ庁の検討の材料とした。

<sup>4</sup> 宮崎・笹川スポーツ財団『公共スポーツ施設の整備財源に関する研究』（2012）